

山梨県公報

号外第十三号

令和五年

三月二十四日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県職員退職手当基金条例……………三
- 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県環境保全基金条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………七
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………一一
- 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例……………一二
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例……………一七
- 山梨県手話言語条例……………一八
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………二〇

条例のあらまし

- 山梨県職員退職手当基金条例(条例第一号)(人事課)
 - 1 職員の退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するため、山梨県職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする事とした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)(行政経営管理課)

1 パスポートセンターの業務を本庁で行うこととするため、同センターに係る規定を削除することとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)(市町村課)

1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに市町村が処理することとする事務として、建築基準法及び山梨県立自然公園条例に基づく事務を追加する。

(二) 次の事務につき処理する市町村を拡大する。

(1) 認可外保育施設の開設届出の受理等に関する事務につき、都留市

(2) 土地改良区設立に係る公告及び通知に関する事務につき、早川町

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)(交通政策課)

1 県民の利便性の向上を図るため、法令、条例等の規定による申請等をオンライン手続により行う場合の手数料の納付の方法及び納期限を定めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

1 道路交通法の一部改正に鑑み、幼児用座席に乗車させる場合の幼児への乗車用ヘルメット着用 の努力義務の規定を削除することとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）（子ども福祉課）

1 山梨県子ども支援委員会の設置に鑑み、同委員会の委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千八百円とすることとした。

2 この条例は、やまなし子ども条例附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七号）（警察本部交通企画課）

1 道路交通法等の一部改正に伴い、特定自動運行許可手数料及び特定自動運行計画変更許可手数料を定めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第八号）（環境・エネルギー政策課）

1 地域の環境の保全を図るための事業を拡充して実施するため、次の改正を行うこととした。

(一) 基金の対象事業に、環境の保全に関する調査研究及びその成果を活用することを加える。

(二) 基金の処分及び事業に係る経理を区分することを定める。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第九号）（子育て政策課）

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正

(2) 児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務付ける。

(3) 保育所等に他の社会福祉施設が併設されており、その保育に支障がない場合に、特有の設備・専従の人員を共用可能とする。

(4) 業務継続計画の策定・周知、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施等を努力義務化する。

(5) 懲戒権に係る規定を削除する。

ア 降車時等の点呼等による幼児等の所在の確認
イ ブザー等の装置の装備

(二) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正

1 (一)と同様の改正（(3)を除く。）を行う。

(三) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正

1 (一)、(4)及び(5)（アに限る。）と同様の改正を行う。

(四) 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部改正

1 (一)(2)から(4)までと同様の改正等を行う。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例（条例第十号）（産業振興課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削る等所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（条例第十二号）（建築住宅課）

1 山梨県手数料条例で定めている次の手数料の金額、納付の時期等については、この条例で定めることとした。

(一) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

(二) 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料

(三) 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料

(四) 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料

(五) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(六) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(七) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(八) 建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、新たな誘導仕様基準に対応する区分を設けることとした。

3 この条例は、公布の日の翌日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（財政課）

- 1 旅券法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 一般旅券の査証欄の増補に関する手数料を削除するとともに、未交付旅券失効後五年以内に再度発給申請した場合の手数料を定める。
 - (二) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料を改定する。
 - (三) その他規定の整理を行う。
- 2 この条例は、1(一)については令和五年三月二十七日から、1(二)については同年四月一日から、1(三)については公布の日から施行することとした。

○ 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（行政経営管理課）

- 1 リニア中央新幹線の開業に向けた取組等を部局横断的に一層推進するとともに、県の豊かな観光資源を生かし、スポーツで稼げる地域づくりを進めるため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 知事政策局の分掌事務に次の事項を加える。
 - (1) リニア中央新幹線の建設の促進に関する事項
 - (2) 地域創生及び人口減少対策に関する事項
 - (二) 観光文化部及びスポーツ振興局を廃止し、観光文化・スポーツ部を設置する。
 - (三) リニア未来創造局の分掌事務を知事政策局及び県土整備部に移管することに伴い、リニア未来創造局を廃止する。
 - 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例（条例第十五号）（男女共同参画・共生社会推進統括官）
- 1 この条例は、多様性を認め合う共生社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができ、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
 - 2 多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本理念を定めることとした。
 - 3 人種、信条、性別、国籍、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、年齢、障害又は疾病の有無その他の事由を理由とした差別的取扱いの禁止について定めることとした。
 - 4 多様性を認め合う共生社会づくりに関する県、県民等の責務を定めることとした。
 - 5 多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本的施策について定めることとした。
 - 6 多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本方針について定めることとした。

- 7 多様性を認め合う共生社会づくりに関する推進体制の整備について定めることとした。
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県手話言語条例（条例第十六号）（障害福祉課）

- 1 この条例は、手話言語の理解及び普及並びに習得の機会の確保並びに障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進（以下「手話言語の理解及び普及等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語の理解及び普及等に関する施策の基本的事項を定めることにより総合的に施策を推進し、もって手話言語に対する県民の理解の促進を図るとともに、全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
 - 2 「手話言語」、「ろう者」、「ろう児等」及び「手話言語通訳者等」の用語の意義を定めることとした。
 - 3 手話言語の理解及び普及等に関する基本理念を定めることとした。
 - 4 手話言語の理解及び普及等に関する県の責務並びに県民及び事業者の役割を定めることとした。
 - 5 手話言語の理解及び普及等に関する基本的施策に関する事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとした。
 - 6 やまなし手話言語の日を設けることとし、これを九月二十三日とすることとした。
 - 7 情報の発信、相談及び意思疎通の支援体制の整備等について定めることとした。
 - 8 手話言語通訳者等の確保、養成等について定めることとした。
 - 9 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（議会）
 - 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 総務委員会の所管について、「スポーツ振興局に関する事項」及び「リニア未来創造局に関する事項」を削る。
 - (二) 農政産業観光委員会の所管について、「観光文化部」を「観光文化・スポーツ部」に改める。
 - 2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県条例第一号

山梨県職員退職手当基金条例

(設置)

第一条 職員の退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するため、山梨県職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(保管)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二号

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第十八条までを一条ずつ繰り上げ

る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「山梨市」を「都留市 山梨市」に改め、同表六の項二中「緊急耐震工事計画書」を「緊急防災工事計画書」に改め、同表六の二の項中「甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 市川三郷町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 西桂町 忍野村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村」を「各市町村(道志村、山中湖村及び鳴沢村を除く。)」に改め、同表八の項中フをエとし、クからケまでをマからコまでとし、オをクとし、その次に次のように加える。

ヤ 法第八十七条の三第五項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物の使用期間の延長の許可の申請の受理

第二条の表八の項中ノをオとし、カからキまでをヨからノまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第八十五条第五項の規定による応急仮設建築物の存続期間の延長の許可の申請の受理

第二条の表九の項中「第五十一条」を「第五十一条ただし書」に改め、同項中ユをシとし、ナからキまでをウからミまでとし、ネをラとし、その次に次のように加える。

ム 法第五十八条第二項の規定による高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請の受理

第二条の表九の項中ツをナとし、タからソまでをソからネまでとし、同項ヨ中「第十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同項中ヨをレとし、カをヨとし、その次に次のように加える。

タ 法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請の受理

第二条の表九の項中ワをカとし、ヌからヲまでをルからワまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請の受理

第二条の表二十一の五の項中「から」を「及び」に改め、「まで」を削り、同表二十二の十一の項ホ中「第十条第二項」を「第十条第三項前段」に改め、同項ヘ中「第十条第三項」を「第十条第三項後段」に改め、同表二十三の五の項中ワをカとし、トからヲまでをチからワまでとし、同項ヘ中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同項中ヘをトとし、同項ホ中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同項中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 条例第十二条第一項の規定による地位の承継に係る承認の申請の受理

第二条の表二十三の七の項中「、次項及び第二十三の七の項」を「から第二十三の九の項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表六の項の改正規定、同表二十一の五の項の改正規定、同表二十二の十一の項の改正規定及び同表二十三の七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例第二条の表一の項の上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定によ

り知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては都留市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、都留市長のした処分その他の行為又は都留市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例に」を「条例（第六号に掲げる用語にあつては、第三条第五項を除く。）に」に改める。

第三条に次の一項を加える。

5 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第三条第八号に規定する申請等又は第二条第六号に規定する申請等（以下この項において「申請等」と総称する。）のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において「電子情報処理組織」と総称する。）を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。この場合において、当該手数料は、当該他の条例等の規定にかかわらず、当該手数料に係る納入の通知が当該手数料を納付しようとする者に到達した日から当該手数料が納付されるまでに通常要すべき標準的な期間その他の事情を勘案して規則で定める期限までに納付しなければならない。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行し、この条例による改正後の第二条及び第三条第五項の規定は、同日以後にされる同項に規定する申請等について適用する。（山梨県収入証紙条例の一部改正）

2 山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次の各号のいずれかに該当する」を「納人の利便その他の事情を勘案して規則で定める」に改め、同項各号を削る。

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五号

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和二年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「、当該幼児に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに」を削り、同条第三項中「第六十三条の十一」を「第六十三条の十一第三項」に改める。

附則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六号

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県指定管理候補者選定委員会の委員

を

山梨県子ども	山梨県指定管
--------	--------

支援委員会の委員及び特別委員

理候補者選定委員会の委員

に改める。

附則

この条例は、やまなし子ども条例（令和四年山梨県条例第二十四号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第七号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第三十二号を第三十四号とし、第九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可の申請に対する審査を受けようとする者 特定自動運行許可手数料

十 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査を受けようとする者 特定自動運行計画変更許可手数料

別表第六中第三十二の項を三十四の項とし、九の項から三十一の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項の次に次の二項を加える。

九 特定自動運行許可手数料	七万九千二百円
十 特定自動運行計画変更許可手数料	七万八千五百円

別表第六備考一中「九の項又は十の項」を「十一の項又は十二の項」に改める。

附則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

山梨県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県環境保全基金条例の一部を改正する条例

山梨県環境保全基金条例（平成二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「推進する」の下に「とともに、環境の保全に関する調査研究及びその成果を活用する」を加える。

第六条の見出しを「（処分等）」に改め、同条中「ため」の下に「、次項各号に掲げる事業」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事は、次に掲げる事業ごとに経理を区分して整理するものとする。

- 一 地域の環境の保全に関する知識の普及、地域の環境の保全のための実践活動の支援その他の地域に根ざした環境保全活動の推進のための事業
- 二 環境の保全に関する調査研究及びその成果を活用する事業

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行し、この条例による改正後の山梨県環境保全基金条例の規定は、令和五年度の予算から適用する。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六

十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同条第二項」を「第十二条及び第十三条第二項」に改める。

第六条の二の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。

以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」

を付し、同条を次のように改める。

第十二条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十二条の二の見出しを削る。

第十三条第二項中「措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第八十一条に次の一項を加える。

10 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十七条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十七条に次の一項を加える。

2 第九条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条

第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第八条に次の一項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十二条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十二条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所

での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第四十二条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を

有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十条中「、第四十八条」を削る。

第六十四条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十二条の九及び第九十条中「第四十条の二」の下に「、第四十二条の二、第四十二条の三第一項」を加える。

第三条 (山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)

山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第三十九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第三十九条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

(山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準等を定める条例(平成二十六年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表第十二条の項を次のように改める。

第十二条第一項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
及び		並びに

第十四条第一項の表第二十条第一項の項中「(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同表第四十九条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項の園長」に改め、同条第二項中「同条中」を「同条第一項中」に、「入所している」を「同条第二項中「入所している」に改め、「便所」との下に「、保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」とを加える。

附則第八条中「前二条」を「前三条」に、「又は知事」を「知事」に、「をもつて」を「又は看護師等をもつて」に、「並びに知事」を「知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第八条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第六条の三（保育所に係るものを除く。）、第二条の規定による改正後の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例第四十二条の二（同条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）及び第三条の規定による改正後の山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例第三十九条の二（同条例第五十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

3 第一条の規定による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第二条の規定による改正後の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例第四十二条の三第二項（同条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十

九条、第七十九条の二及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例
 山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款キャビラリーガスクロマトグラフィシステムの項の次に次のように加える。

ヘッドスペースサンプラー付きガスタクロマトグラフ	一時間	三、三三〇円
--------------------------	-----	--------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款高速アミノ酸分析機の項中「一、六六〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同款赤外線水分計の項の次に次のように加える。

穀類水分計	一時間	一五〇円
-------	-----	------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款電気泳動ゲル画像解析装置の項を削り、同部加工機器の款オープン項の次に次のように加える。

ミオレックス板オープン	一時間	六七〇円
-------------	-----	------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款大型ミキサの項中「三二〇円」を「三〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

卓上型万能ミキサー	一時間	二三〇円
-----------	-----	------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款ミートチョッパーの項、ミートスライサーの項及びソーセージファイラーの項を削り、同表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款顕微ラマン分光装置の項中「三、四三〇円」を「四、二五〇円」に改め、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試料調整機器の款精密試料切断機の項の次に次のように加える。

ダイヤモンドワイヤソー	一時間	六九〇円
-------------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試料調整機器の款試料埋め込み装置の項の次に次のように加える。

熱間樹脂埋込装置	一時間	一、五三〇円
----------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款回転曲げ疲労試験機（室温試験に限る。）の項、回転曲げ疲労試験機（高温試験に限る。）の項、超薄膜スクラッチ試験機の項及び薄膜用微小硬度計の項を削り、同部設計支援機器の款3Dスキャナーの項中「二、八三〇円」を「三、八三〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

ハンディ3Dスキャナー	一時間	五一〇円
-------------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款樹脂3Dプリンターの項を次のように改める。

樹脂インクジェット3Dプリンター（カラ ー）	一時間	一五、三一〇円
樹脂インクジェット3Dプリンター（単色）	一時間	一一、〇〇〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電気計測機器の款光スペクトラムアナライザーの項を削り、同部EMC試験機器の款電波暗室の項の次に次のように加える。

電波暗室（3m法対応）	一時間	五、七四〇円
-------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部EMC試験機器の款妨害波測定装置の項の次に次のように加える。

妨害波測定装置（3m法対応）	一時間	四、一〇〇円
----------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部EMC試験機器の款放射イミュニティ自動試験システムの項の次に次のように加える。

放射イミュニティ自動試験システム（IE C対応）	一時間	四、〇五〇円
-----------------------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析機器の款レーザーアブレーション質量分析装置の項中「レーザーアブレーション質量分析装置」を「レーザーアブレーションICP質量分析装置」に、「四、三六〇円」を「六、八二〇円」に改め、同部環境試験機器の款複合サイクル試験機の項の次に次のように加える。

大型複合サイクル試験機	一時間	五三〇円
-------------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部環境試験機器の款HASTチャンバーの項を削り、同部非破壊観察機器の款エックス線CT装置の項の次に次のように加える。

エックス線非破壊検査装置	一時間	二、四九〇円
--------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部精密測定機器の款測定顕微鏡の項の次に次のように加える。

測定顕微鏡（三軸）

一時間

四一〇円

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による測定の前項の次に次のように加える。

ヘッドスペースサンプラー付きガスクロマトグラフによる分析

一件

四、四八〇円

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款高速アミノ酸分析機による分析の前項「二二、二四〇円」を「二〇、六九〇円」に改め、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部硬度試験の款薄膜用微小硬度試験の前項を削り、同部環境試験の款複合サイクル試験機による耐食性試験の前項の次に次のように加える。

大型複合サイクル試験機による耐食性試験

一時間

五六〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部環境試験の款HASTチャンバーによる試験の前項、恒温恒湿室による温湿度負荷試験の前項及び小型恒温恒湿槽による温湿度負荷試験の前項を削り、同部非破壊観察の款マイクロフォカスエックス線透視装置による像観察の前項の次に次のように加える。

エックス線非破壊検査装置による像観察

一件

一、二五〇円

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように

改正する。

別表第六中六十三の項を六十六の項とし、二十四の項から六十二の項までを三項ずつ繰り下げ、二十三の項を二十五の項とし、同項の次に次のように加える。

二十六 法第五十八条第二項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料

十六万円

別表第六中二十二の項を二十四の項とし、十九の項から二十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十八の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同項を同表二十の項とし、同表中十七の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の高さの特例許可申請手数料

十六万円

別表第六中十六の項を十七の項とし、十三の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、十二の項の次に次のように加える。

十三 法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料

二万七千円

附則

この条例は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県条例第十二号

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。第三条第一項第八号において「省令」という。）に基づく知事の権限に属する事務について徴収する手数料に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(手数料)

第三条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者（第三号から第八号までに掲げる事務にあつては、山梨県の機関の長を除く。）は、それぞれ当該各号に定める名称の手数を納付しなければならない。

一 法第十二条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

二 法第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料

三 法第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料

四 法第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料

五 法第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

六 法第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

七 法第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

八 省令第十一条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料

料

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分の用途が主として工場、倉庫その他これらに類するものとして別に知事が指定するものである場合 別表第一の第一欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号口に掲げる基準である場合にあつては同表の第二欄に、それ以外の場合にあつては同表の第三欄にそれぞれ掲げる額

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第一の第一欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が基準省令第一条第一項第一号口に掲げる基準である場合にあつては同表の第四欄に、それ以外の場合にあつては同表の第五欄にそれぞれ掲げる額

3 前項及び別表第一の規定は、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料の額、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料の額について準用する。この場合において、同項各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額の二分の一に相当する額」と読み替えるものとする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第三十五条第二項の規定による申出を行う場合は、当該各号に定める額に山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び同条例別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額）を合算した額とする。

一 一戸建ての住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第二に定める額

二 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額

三 住宅の用途に供しない建築物 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額

四 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。次項第二号ニにおいて同じ。） 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

イ 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額

ロ 住宅の用途に供しない部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額

5 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して新たに追加しようとする建築物前項の規定により算出した額

二 その他の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額（法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第二項の規定による申出を行う場合は、当該次に定める額に山梨県建築基準法施行条例別表第二一号の表床面積の合計の欄及び同条例別表第二二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額）

イ 一戸建ての住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第二に定める額の二分の一に相当する額

ロ 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額の二分の一に相当する額

ハ 住宅の用途に供しない建築物 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額の二分の一に相当する額

ニ 複合建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(1) 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第三に定める額の二分の一に相当する額

(2) 住宅の用途に供しない部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第四に定める額の二分の一に相当する額

6 第四項及び別表第二から別表第四までの規定は、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額について準用する。この場合において、別表第二中「建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に掲げる基準」とあるのは「建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と、「第十条第二号イ(2)及びロ(2)」とあるのは「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)又はイ

(3)及びロ(3)」と、「一万八千円」とあるのは「一万七千円」と、別表第三中「第十条第二号イ(2)及びロ(2)」とあるのは「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」と、「五万五千元」とあるのは「五万四千元」と、「十万元」とあるのは「九万八千元」と、「十五万千元」とあるのは「十四万八千元」と、「申請に係る住宅が基準省令第十四条第二項第二号に掲げる住宅に該当する」とあるのは「基準省令第四条第三項第二号に掲げる数値を用いる」と、別表第四中「第十条第二号イ(2)及びロ(2)」とあるのは、「第一条第一項第一号ロ」と読み替えるものとする。

(手数料の納付時期)
第四条 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。
 (手数料の不還付)

第五条 既に納付した手数料は、還付しない。
 (手数料の減免)

第六条 知事は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由がある
 と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(山梨県手数料条例の一部改正)

2 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
 別表第二の百八十五の二の項から百八十九の項までを削る。

(山梨県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の山梨県手数料条例第二条及び別表第二の百八十五の二の項から百八十九の項までの規定により納付された手数料については、なお従前の例による。

別表第一（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
三百平方メートル以上千平方メートル未満	二万五千元	二万九千元	十万六千元	二十七万四千円
千平方メートル以上二千平方メートル未満	三万六千元	四万千元	十四万円	三十五万三千円

二千平方メートル以上五 平方メートル未満	九万千円	九万七千円	二十二万七千 円	五十万五千 円
五千平方メートル以上一 万平方メートル未満	十三万七千 円	十四万四千円	二十九万六千 円	六十二万二 千円
一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満	十七万千円	十七万八千円	三十五万六千 円	七十三万五 千円
二万五千平方メートル以 上	二十一万二 千円	二十二万千円	四十一万八千 円	八十三万八 千円

別表第二（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
	申請に併せて適合 証等（別に知事が 指定する者が作成 した当該申請に係 る建築物エネルギ ー消費性能向上計 画が法第三十五条 第一項第一号に掲 げる基準に適合し ていることを証す る書類その他の書 類であつて別に知 事が指定するもの をいう。以下この 表から別表第四ま でにおいて同じ。 ）を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場 合

二百平方メートル未満	四千円	一万六千円	三万二千円
二百平方メートル以上	四千円	一万八千円	三万六千円
		適合させようとする 基準が基準省令 第十条第二号イ(2) 及びロ(2)に掲げる 基準である場合	それ以外の場合

別表第三（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	
三百平方メートル未満	八千円	三万千円	六万五千円
三百平方メートル以上 二千平方メートル未満	一万九千円	五万五千円	十万九千円
二千平方メートル以上 五千平方メートル未満	四万二千円	十万円	十八万六千円
五千平方メートル以上	七万六千円	十五万千円	二十六万七千円
		申請に併せて適合 証等を提出する場 合	申請に併せて適合証等を提出しない場 合
		適合させようとする 基準が基準省令 第十条第二号イ(2) 及びロ(2)に掲げる 基準である場合	それ以外の場合

備考 申請に係る住宅が基準省令第十四条第二項第二号に掲げる住宅に該当する場合にあつては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない。

別表第四（第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合
三百平方メートル未満	八千円	八万二千元
三百平方メートル以上 千平方メートル未満	一万五千元	十万五千元
千平方メートル以上 二平方メートル未満	二万五千元	十三万八千元
二平方メートル以上 五千平方メートル未満	七万六千元	二十二万四千元
五千平方メートル以上 一万平方メートル未満	十二万千元	二十九万三千元
一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満	十五万二千元	三十五万三千元
それ以外の場合		それ以外の場合
		二十一万六千元
		二十七万千元
		三十五万円
		五十万円
		六十一万六千元
		七十二万八千元

二万五千平方メートル以上	十九万千元	四十一万四千元	八十三万千元
--------------	-------	---------	--------

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第二の三十四の項中「第十六条の二第二項」を「第十六条第一項」に改め、同表第三十五の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表三十六の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表八十六の項中「第四条第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、「二千元」の下に「（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千元）」を加え、同表八十七の項中「第四条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、同表九十の項を次のように改める。

九十 削除

別表第二の百六十九の二の項中「千八百円」を「千四百円」に改める。

附則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表第二の三十四の項から三十六の項までの改正規定 公布の日
 - 二 別表第二の八十六の項、八十七の項及び九十の項の改正規定 旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行の日（令和五年三月二十七日）
 - 三 別表第二の百六十九の二の項の改正規定 令和五年四月一日

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十四号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) リニア中央新幹線の建設の促進に関する事項

第一条第二項第二号に次のように加える。

(五) 地域創生及び人口減少対策に関する事項

第一条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「観光文化部」を「観光文化・スポーツ部」に改め、同号に次のように加える。

(三) スポーツに関する事項

第一条第二項第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。この理念は人類普遍の原理であり、法の下の平等及び基本的人権を定めた日本国憲法の精神にもかなうものである。

こうした理念の下、県民一人ひとりが自らの意思で自由に生き方を選択し、自分らしくいきいきと暮らすことができる差別のない社会の構築は、私たちの願いである。

山梨県においては、これまで、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍等にかかわらず、誰もがその個性や能力を生かして活躍できる共生社会を目指して、様々な取組を進めてきたが、今なお、多様性に関する理解が不十分であることを背景に、誤解や偏見、差別が生じていること等の多くの課題が残されている。

また、少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等、社会経済情勢が急速に変化する中で、本県が持続的に発展していくためには、恵まれた自然や歴史、風土に培われた豊かな文化的土壌等を生かし、多様な文化や価値観を持った人々を理解し、積極的に受け入れ、互いに支え合う寛容な社会を実現していく必要がある。

ここに、私たち山梨県民は、多様性を認め合う共生社会づくりを進めるために不断の

努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、多様性を認め合う共生社会づくり（差別を無くし、全ての県民が、一人ひとりの違いを尊重し合い、多様な文化及び価値観を受け入れ、並びに互いに支え合う社会の形成を推進することをいう。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができ、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 多様性を認め合う共生社会づくりは、何人も、個人として尊重され、及び互いに支え合うことで安心して生活することができ、並びに社会を構成する一員としての個性と能力を発揮してあらゆる分野で活躍できることを基本理念として行われなければならない。

(差別的取扱い等の禁止)

第三条 何人も、他人に対して、人種、信条、性別、国籍、性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）、社会的身分、門地、職業、年齢、障害又は疾病の有無その他の事由を理由として、差別的取扱いをすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

(県の責務)

第四条 県は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりに関する理解を深めるとともに、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりに関する理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たり、多様性を認め合うことができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第七条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、多様性を認め合う共生社会づくりを目的とした教育を行うよう努めなければならない。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村が多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(基本的施策)

第九条 県は、県民及び事業者の多様性を認め合う共生社会づくりに関する理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、第三条各項に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本方針)

第十条 知事は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るため、多様性を認め合う共生社会づくりに関する基本方針(以下「方針」という。)を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策の方向
二 前号に掲げるもののほか、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、方針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。方針を変更しようとするときも、同様とする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多様性を認め合う共生社会づくりに関する施策を総合的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県手話言語条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県知事

長 崎 幸 太 郎

山梨県手話言語条例

本県は、第二次世界大戦後まもなく、県立盲学校において我が国で初めて盲ろう教育が実践された歴史を有し、また、盲ろう者でありながら障害者の教育や福祉の発展に尽くしたヘレン・ケラー女史が通学した米国のパーキンス盲学校の校長が県立盲学校を訪問するなど、国内における盲ろう教育の先駆的役割を果たしてきた。

また、近年においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供を定めた山梨県障害者居住条例に基づき、全ての障害者が、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営めるよう、様々な社会的障壁を取り除く取組が進められてきた。

しかしながら、日常生活又は社会生活の基礎となる意思疎通において、ろう者が、自らの障害の特性に応じた意思疎通を図る権利が尊重され、手話、触手話等を利用する機会が十分に確保されているとはいえず、日常生活を営む上での困難を抱えている人は少なくない。

とりわけ、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、長年にわたり手話が言語として認められてこなかったことなどから、ろう者が多くの困難を抱えて生活してきた歴史がある。

このような状況の中、我が国では、障害者基本法の改正や障害者の権利に関する条例の批准により、手話が言語であると位置付けられ、県においても、山梨県障害者居住条例の改正により、言語に手話を含むことを明記した。

手話言語が、ろう者にとって物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造する手段であることを私たちは認識するとともに、手話言語を必要とする様々な人々が、個々の特性に応じて手話言語を学び、手話言語を使い、手話言語で学び、手話言語を守ることができる環境が整備されることによって、ろう者一人ひとりの人格と個性が尊重され、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合える社会を構築する必要性が一層高まってきている。

こうした経過を踏まえ、全ての県民が、手話言語に対する理解を深め、障害の特性に応じた意思疎通を行う権利を尊重し、障害のある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話言語の理解及び普及並びに習得の機会の確保並びに障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進(以下「手話言語の理解及び普及等」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにす

るとともに、手話言語の理解及び普及等に関する施策の基本的事項を定めることにより総合的に施策を推進し、もって手話言語に対する県民の理解の促進を図るとともに、全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 手話言語 ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を持つ言語をいう。
- 二 ろう者 聴覚に障害のある者であつて、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- 三 ろう児等 聴覚に障害のある者のうち、手話言語の使用又は習得を必要とする乳幼児、児童、生徒又は学生をいう。
- 四 手話言語通訳者等 手話言語の通訳を行う者、盲ろう者通訳・介助者その他のろう者とろう者以外の者との意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語の理解及び普及等は、手話言語によって意思疎通を行うろう者の権利を尊重し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 手話言語の理解及び普及等は、手話言語が独自の体系を有する言語であつて、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的遺産であるとの認識の下に行われなければならない。

3 手話言語の理解及び普及等は、手話言語がろう者はもとより、ろう者以外の者にとつても、情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要なものであるという認識の下に推進されなければならない。

4 手話言語の理解及び普及等は、県、県民及び事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話言語の理解及び普及等に関する施策を総合的に策定するとともに、市町村その他の関係機関及び関係団体(以下「市町村等」という。)と連携して、手話言語を使用しやすい環境の整備を推進する責務を有する。

2 県は、手話言語の理解及び普及等に関する施策を講ずるに当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村に対し、手話言語の理解及び普及等に関する施策の実施

に関する助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、その事務又は事業を行うに当たり、手話言語を必要とする者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう手話言語を用いた情報発信を行う等、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話言語が独自の体系を有する言語であること認識し、県が実施する手話言語の理解及び普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話言語の理解及び普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話言語の使用による意思疎通に関して、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話言語の理解及び普及等を図るために必要な次に掲げる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 手話言語の理解の促進及び普及等のための施策に関する事項
- 二 手話言語による情報の取得のための施策に関する事項
- 三 手話言語による意思疎通の支援のための施策に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現を図るために必要な施策に関する事項

2 県は、前項各号の施策を推進するため、聴覚障害者関係団体との間において、情報及び意見の交換を行うものとする。

(県民の理解の促進)

第八条 県は、市町村等、ろう者及び手話言語通訳者等と連携し、県民が手話言語の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語についての理解の促進に努めるものとする。

(やまなし手話言語の日)

第九条 県民の間に広く手話言語についての理解と関心を深めるようにするため、やまなし手話言語の日を設ける。

2 やまなし手話言語の日は、九月二十三日とする。

3 県は、やまなし手話言語の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(情報の発信、相談及び意思疎通の支援体制の整備等)

第十条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話言語を用いた情報発信を行うよう努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町村等と連携して必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ろう者が手話言語をいつでも使用し、手話言語による情報を入力することができる環境の整備を図るため、手話言語通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応ずる拠点への支援等を行うものとする。

4 県は、市町村等と連携し、ろう児等又はその保護者若しくはその家族に対して、手話言語に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を行うものとする。

5 県は、ろう者が医療、介護、保健又は福祉に係るサービスを利用するに当たり、当該サービスを提供する者と円滑な意思疎通を図ることができる環境を整備するよう努めるものとする。

(手話言語通訳者等の確保、養成等)

第十一条 県は、市町村等と協力し、ろう者が手話言語通訳者等の派遣による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するため、手話言語通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、市町村等と協力し、手話言語通訳者等の心身の健康に配慮し、業務の特性に応じた健康診断を定期的実施する等の健康の保持及び増進に必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、手話言語通訳者等が安心して働くことができる労働環境が整備されるよう、事業者の理解の促進に努めるものとする。

(学校等の設置者の取組)

第十二条 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。)の設置者は、手話言語の理解及び普及等に対する児童、生徒又は幼児及び保護者の理解の促進に努めるものとする。

2 ろう児等が通園し、又は通学する学校等の設置者は、ろう児等に対する手話言語に

関する学習の機会の提供及びろう児等の保護者からの教育に関する相談への対応その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 ろう児等が通園し、又は通学する学校等の設置者は、ろう児等がその特性に応じた手話言語を学び、又は手話言語を用いて学ぶことができるよう、教職員の手話言語に関する技能を向上させる等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 ろう児等が通園し、又は通学する学校等の設置者は、教職員の手話言語の専門性の向上に関する研修、情報の提供等を行うよう努めるものとする。

(事業者に対する支援等)

第十三条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために、事業者が行う取組について、必要な支援及び助言その他の協力を行うものとする。

(ろう者による普及啓発)

第十四条 ろう者及びろう者が組織する団体は、手話言語の普及及び啓発に努めるものとする。

(手話言語に関する調査研究)

第十五条 県は、ろう者及び手話言語通訳者等が手話言語の発展に資するために行う手話言語に関する調査研究及びその成果の普及に当たり、教育研究機関と連携し協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、手話言語の理解及び普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この条例の規定については、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、手話言語を必要とする者その他関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山梨県条例第十七号

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を削り、(六)を(四)とし、(七)から(八)までを(五)から(六)までとし、同条第三号(二)中「観光文化部」を「観光文化・スポーツ部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番